

講師派遣 後期分

一度は教えてもらいたい特別な講師をお呼びして、
いつもとは違ったサークル活動をしてみませんか？

社会教育関係登録団体（以下「団体」という。）が自主的に学習会・研修会
・講習会などを開催する場合、団体育成の一環として、講師を派遣します。

派遣期間

令和5年11月～令和6年3月

募集团体

21団体（先着順）

申込期間

随時募集（充足次第、締切とさせていただきます。）

申込方法

実施予定月の前々月の15日まで（必着）に、
往復はがきまたは電子申請でお申し込みください。

63 返信	⑦郵便番号 ⑦氏名	⑦住所	①団体講師派遣の申し込み ②登録団体名 ③登録番号 ④代表者または連絡者の 住所・氏名・電話番号 ⑤学習会等実施予定月 ⑥学習会等のテーマ
----------	--------------	-----	---

【注意事項】

講師派遣の対象となるのは、次の要件を満たしている学習会などです。

- (1) 社会教育活動を目的とし、1回2時間程度の学習内容であること。
- (2) 活動計画に基づく活動であること。
- (3) 政治活動、宗教活動若しくは自ら営利事業を行い、又は他の営利事業に団体の名称を利用させるものでないこと。
- (4) 参加予定者が5名以上であること。
- (5) 団体の日常活動における講師の謝礼補填を目的としていないこと。
- (6) 当該団体の構成員が講師でないこと。
なお、会場の確保、講師との交渉などは団体で行ってください。
また、講師謝礼の上限は17,000円（源泉徴収所得税、復興特別所得税を含む）です。
- (7) 申込結果については、後日ご連絡をさせていただきます。



▲電子申請はこちら



シャケお

【申し込み・問い合わせ先】

〒104-8404 中央区築地1-1-1 中央区役所8階
区民部文化・生涯学習課生涯学習係 電話：03-3546-5524